**遠隔点呼の実施に係る要件チェックリスト（運用上の遵守事項）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要件 | レチェック |
| 一． | 遠隔点呼を行う運行管理者等は、地理情報及び道路交通情報等、事業用自動車の運行の業務を遂行するために必要な情報を有すること。 |  |
| 二． | 遠隔点呼を行う運行管理者等は、面識のない運転者等に対し遠隔点呼を行う場合は、あらかじめ当該運転者等と対面又は映像と音声の送受信により通話をすることができる方法で面談する機会を設け、次に掲げる事項について確認を行うこと。  イ　運転者等の顔の表情  ロ　運転者にあっては、健康状態  ハ　運転者にあっては、適性診断の受診の結果  ニ　その他遠隔点呼を実施するために必要な事項 |  |
| 三． | 遠隔点呼を行う運行管理者等は、遠隔点呼を遺漏なく行うため、運行中の事業用自動車の位置の把握に努めること。 |  |
| 四． | 遠隔点呼を行う運行管理者等は、遠隔点呼を受ける運転者等の携行品の保持状況又は返却状況を確認すること。 |  |
| 五． | 遠隔点呼を行う運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合、直ちに当該運転者等の属する営業所の運行管理者等に連絡すること。 |  |
| 六． | 項目五の場合にあっては、事業者は、遠隔点呼を行う運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した運転者等の属する営業所において、代替措置を講じることができる体制を整えること。 |  |
| 七． | 遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合にあっては、遠隔点呼を受ける運転者等の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。 |  |
| 八． | 他の事業者との間で遠隔点呼を行う場合は、当該遠隔点呼の実施に当たり、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三十五条第一項又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二十九条第一項（第三十五条第六項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の許可を要する受委託契約について、事業者と当該他の事業者との間において、あらかじめ当該許可を受けていること。 |  |
| 九． | 事業者は、運行管理者等及び運転者等（以下この号において「対象者」という。）の識別に必要な生体認証符号等、運転者の体温及び血圧その他の個人情報の取扱いについて、あらかじめ対象者から同意を得ること。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 十． | 事業者（旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者等に限る。）は、遠隔点呼の実施に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記すること。 |  |
| 十一． | 事業者は、前号の事項について、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。 |  |
| 十二． | 遠隔点呼を行う運行管理者等は、運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所にいる運転者等に対して遠隔点呼を行うときは、あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場所で遠隔点呼を受けていることを、映像により確認すること。 |  |

（日本産業規格Ａ列４番）